

消防本部 資機材搬送車

仕 様 書

第1 総則

- 1 この仕様書は、四国中央市（以下「市」という。）が令和8年度常備消防施設整備事業により購入する消防本部資機材搬送車（以下「車両」という。）を製作するにあたり必要な事項を定めるものである。
- 2 車両の製作は、「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。また、消防車両の安全基準検討委員会が定める「消防車両の安全基準について」の要件を満たすこと。
- 3 艤装は、J I S規格に基づいて精選された材料を使用し、十分な強度及び耐久性に富むものであること。また、点検整備、清掃及び修理等が容易に行えるようにすること。
- 4 完成車は、愛媛県陸運支局長の行う新規登録検査合格後に納入すること。なお、新規登録手数料（課税分）は、本車両価格に含むが、新規登録手数料（非課税分）、リサイクル料金、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険に関する費用は別途支払うものとし、本車両価格の中に含まないこと。
- 5 車両に取付ける消防専用無線電話装置等（以下「無線機」という。）は、デジタル無線機に精通した施工業者を選定し市の承認を受け、四国総合通信局への申請から運用開始までの電波法上必要な一切の諸手続き全てを受注者が行い、無線局免許状の交付及び市の検査終了をもって納品とする。ただし、無線機一式は現有車両に取付けているものを移設するものとし、配線、取付部品等の必要な材料は新規製品を使用すること。
- 6 車両に取付ける車両動態管理システム（以下「AVM」という。）は、同システムに精通した施工業者を選定し市の承認を受け、運用開始までの必要な一切のシステム設定及び動作確認全てを受注者が行い、市の検査終了をもって納品する。ただし、AVM一式は現有車両に取付けているものを移設するものとし、配線、取付部品等の必要な材料は新規製品を使用すること。
- 7 受注者は、契約にあたり本仕様書を十分熟知の上、了承し、定めのない細部については、市と協議の上、その指示を受け製作すること。
- 8 受注者は、契約後2週間以内に市と製作等に関する事前協議を実施し、その後、1週間以内に事前協議の議事録を1部提出するものとする。また、製作にあたって市と打合せを行い、製作承認図を作成し、市の承認を得て製作に着手すること。なお、この仕様に基づき一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、市に連絡の上、承認又は指示を受けること。
- 9 受注者は、製作承認図を変更する必要がある場合は、市と打合せの上、理由書及び変更図面を提出し、承認を得ること。
- 10 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 11 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、メーカーが改良変更を予定している

場合、又は変更したときは最新のものを使用すること。なお、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

- 12 本仕様書に明記のないものについては、メーカー公表の標準仕様とする。
- 13 製作に使用する全ての部品等は、新品を使用すること。
- 14 本仕様書に記載のないものについても、必要なものは良心的に製作又は取り付けをすること。
- 15 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。実施予定日については、おおむね2週間前までに市に連絡し調整すること。
 - (1) 艀装中間検査は、市が適当と判断する時期に受注者製作工場で実施すること。
 - (2) 完成検査は、市が適当と判断する時期に実施すること。
- 16 納入関係は、次のとおりとする。
 - (1) 納入場所 四国中央市中曾根町500番地
四国中央市消防防災センター
 - (2) 所有者の住所 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
氏名 四国中央市長
 - (3) 使用の本拠の位置 四国中央市中曾根町500番地
- 17 保証期間は納入後1年間とする。ただし、設計、製作、技術及び材料不良に起因した不備欠陥等による場合は、保証期間満了後であっても無償で交換、又は修理を行うこと。
- 18 納入時には、燃料をタンク容量限界（満タン）まで補給すること。
- 19 納入後、走行距離 1,000 km又は1か月経過後に点検を行うとともに、エンジンオイル及びオイルエレメント交換を無償で行うこと。
- 20 提出書類は次のものとする。
 - (1) 受注者は、契約後に製作承認図として次の書類を2部提出すること。
 - ア 製作工程表
 - イ 製作承認図
外観5面図・艀装外観図・キャブ内艀装図
 - ウ 取付品・取付装置並びに積載品・付属品を明記した書類
 - エ 電気配線図
 - オ 諸元明細書
 - カ その他、市が必要とする図面
 - (2) 受注者は、納入時に完成図書として次の書類を2部提出すること。
 - ア 製作工程表
 - イ 製作承認図
 - ウ 工程写真（データ含む）
各製作工程（シャシ、組立中、完成）

- 完成写真（前面、左右側面、後面、上面）
- エ 計量証明書
- オ 車両取扱説明書
- カ 装備品及び付属品の説明書及び保証書（写し含む）
- キ 装備品及び付属品の検査書、検定合格書又は証明書（写し含む）
- ク 外注先一覧表
- ケ 自動車検査証
- コ 緊急自動車の指定証及び届出確認証
- サ 納品書及び納品内訳書
- シ その他、市が必要とする図書（訂正後の承認図等）

※上記の製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、エイナーファイル及び図書にあったファイルにそれぞれ分類し綴じること。

第2 概要

本車両は、災害現場における資機材搬送、防火対象物の査察執行及び各種訓練指導等での使用を主目的とし、大規模災害時は狭隘路や不整地で資機材を積載し走行できるものとする。

第3 仕様シャシ

1 主要諸元

- (1) シャシ : 軽トラック
- (2) 型式 : 3BD-S510P 又は 3BD-S510J（同等シャシ可）
- (3) 駆動方式 : 四輪駆動方式
- (4) トランスミッション : A T 又は C V T
- (5) 使用燃料 : ガソリン
- (6) 排気量 : 660 cc 以下
- (7) 全長 : 3,400 mm 以下
- (8) 全幅 : 1,480 mm 以下
- (9) 全高 : 2,000 mm 以下
- (10) シート背面 : 1,340mm 以上（幅）×160mm 以上（奥）
※シートスライド除く
- (11) 荷台長 : 1,600 mm 以上（荷台フロア長 : 1,900 mm 以上）
- (12) ホイールベース : 1,900 mm 以下
- (13) 最大積載量 : 350 kg 以下
- (14) 乗車人員 : 2 名
- (15) バッテリー : 取付可能最大容量

(16) タイヤ : ラジアルタイヤ

2 装備品

(1) パワーステアリング

(2) ドアミラー : 両側電動格納ドアミラー
助手席補助ミラー

(3) エアコン : シヤシ純正

(4) 各種安全装置 : エアバッグ
制動装置 (ABS、衝突警報機能、誤発進抑制機能、
衝突回避支援ブレーキ機能、車線逸脱警報機能)
コーナーセンサー

(5) パワーウィンドウ : 全ドア

(6) ドアロック : 集中式ドアロック

(7) シート : 全席撥水シートカバー

(8) AM/FMラジオ

(9) ドライブレコーダー : 高画質ドライブレコーダーを前後に取り付けること。
記録媒体は 64GB 以上を取り付けること。

(10) ヘッドライト : LED

(11) フォグランプ : LED

(12) 各種灯火類

ア 方向指示灯 : LED

イ 尾灯 : LED

ウ 後退灯 : LED

エ 制動灯 : LED

(13) ルームランプ : LED

(14) 作業灯 : LED

(15) サイドバイザー : キャブ各ドア上部

(16) 自動車用消火器 : 6型 (ブランケット付)

3 シヤシ付属品

(1) 泥除けゴム : 全輪

(2) フロアマット : 全席

(3) 車両工具

(4) 非常信号灯

(5) スペアタイヤ : ホイール付き

(6) スタッドレスタイヤ : ホイール付き (スペア付き)

(7) タイヤチェーン : ゴム製 (スタッドレスタイヤ用)

(8) 三角停止板

- (9) 牽引ワイヤー
- (10) 車輪止め : ゴム製

第4 車両本体の構造

1 車両全体の構造

- (1) 車両は、令和8年の初度登録のものであること。
- (2) 車体は、堅牢で十分な強度及び安定度を有し、機動性、耐食性、防水性及び耐久性に優れ、重量バランスに優れたもので、常時登録された車両総重量の状態において、充分耐えうるものであること。
- (3) 車両キャブは、居住性・乗降性を十分考慮し、計器・スイッチ類は操作しやすい位置に集約して取り付けること。
- (4) 取り付ける部品の取り付けボルト及びビス類は、全てステンレス製を使用することとし貫通部分で危害を及ぼす部分は袋ナットを使用すること。
- (5) 赤色警告灯等の取付部分には、弾力性のあるコーキング及びシーリング類を使用して、有効な防水措置を施すこと。
- (6) 市が指定する取付品及び取付装置については、使用する上でゆるみ等が生じることがないように強固に取り付けること。

2 車両外装艤装

- (1) フロントグリル中央部に消防マークを取り付けること。
- (2) ルーフ上部には、散光式赤色警光灯を取り付けること。(ウイレン製CVS8R920・取付金具CMKAJ)
- (3) 各ドアには、雨天時に有効なサイドバイザーを取り付けること。
- (4) 荷台のフロア、各ゲート内側及び上部並びにキャビン鳥居上部にステンレス加工を施すこと。なお、各ゲートの開閉に支障がないように取り付けること。(「第5塗装」における塗装を施した後に取り付けること)(詳細は別途協議)
- (5) リアゲート左右にチェーンを取り付けること。
- (6) 荷台下部の適切な位置に消火器及び車輪止めを収納するボックスをそれぞれ設け、ボックス内に固定して収納する。(詳細は別途協議)

3 車両内部の構造

- (1) 拡声器付電子サイレンをインストルメントパネル内に体裁よく取り付けること。
(大阪サイレン製TSK-D151(専用マイクMC-D1LLプラグ付) 音声合成式)
- (2) 高画質ドライブレコーダーを前後に取付けること。(ユピテル製Y-4K-02)
- (3) 車両に設けるブラケット、乗降グリップ等の取り付け部分には十分な補強を施すこと。
- (4) ドア開放時の反射板(ドアエンドリフレクター)を全ドアに貼付すること。なお、

ドア幅全体に貼付すること。

- (5) 座席シートには、全て撥水シートカバー（防水仕様）を施すこと。
- (6) キャブ天井部は、各種配線等を露出させない構造とし、電装品及び配線取り付け箇所が容易に点検できる難燃材料の内張を取り付けること。
- (7) キャブ内の汚損及び水損を防止するため、ゴム製フロアマット（縁高）を敷くこと。
- (8) キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザー２枚を取り付けること。
- (9) AVM及び無線機の取付け位置を確保すること。（別途協議）

第5 無線機及びAVM

無線機一式及びAVMは、受注者が既存車両から移設するものとし、移設費用（システム設定を含む。）については受注者が負担するものとする。（詳細は承認図面提出時に別途協議）

1 装備構成品

(1) 無線装置

- ア 無線機本体 1台
- イ 無線機本体取付金具 1個
- ウ 空中線（ダイバーシティ） 2個
- エ 空中線共用器 1個
- オ 送受話器（付属品及び取付金具を含む。） 1個
- カ アナログ波（防災相互波） 1式
- キ 電源配線等、その他付属品 1式

(2) AVM

- ア AVM本体 1台
- イ AVM本体取付金具 1式
- ウ インターフェイスボックス 1式
- エ アンテナ 1式

2 本体及び付属品

- (1) 無線機及びAVMは市支給のものとする。
- (2) 無線機及びAVMは、助手席及び運転席から容易に操作でき、かつ、運転者の視界を妨げない位置に取付金具で固定すること。
- (3) AVMバッテリー、無線アンテナ及び配線等は、全て新品のものに交換すること。
- (4) 車内スピーカーは、天井部に取り付けること。（詳細は別途協議）

3 車両用アンテナ

- (1) アンテナは、台座を設けルーフ側面に適切な間隔をもって配列よく取付けること。

また、無線の電波障害防止の処置を施すこと。(別途指示)

- (2) 配線等を敷設する際には、損傷防止のため配管配線施工し、天井及び側板内に埋設施工すること。貫通部分及び配線止めには緩衝材を用いて損傷を防止すること。また、露出配線は極力最小限とし、貫通部分からの雨露の浸入がないよう防水処理を施すこと。

4 無線起動及び停止

無線起動はキースイッチのACC連動とすることとし、キーLOCK(OFF)に連動し停止すること。

5 その他

- (1) 無線機はデュアル仕様とし、取付けに伴う車両の改造は、受注者と協議の上、その指示を受けるものとする。また、AVM車載端末の取付け位置を確保し、取付けに伴う配線等で美観を損なわないよう配管施工とすること。
- (2) 本車両の無線機は、既設の「ちゅうおうしょうぼう24」の無線機を積み替えるものとし、識別信号は、「ちゅうおうしょうぼう24」のままとする。
- (3) 本車両のAVMは、既設の「四国中央消防24」のAVMを積み替えるものとし、システム登録は「四国中央消防24」のままとする。
- (4) この仕様書は、大綱を示したもので、施工上必要な部品は完備すること。
- (5) 無線機及びAVMの取り付けは、市の指定する業者において施工させ、納入前に取り付け完了すること。
- (6) 取り付け完了後、電波法に基づき点検を実施し、点検試験成績表を提出すること。

第6 塗装

- 1 車体塗装は、完全な防錆加工を施し、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、十分乾燥させ朱色塗装により3回以上の塗装、磨き、艶出し仕上げを行うこと。塗料は、揮発性有機溶剤(VOC)削減、環境負担物質(鉛など)を一切含まない環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。(これと同等以上の方法で塗装する場合は、別途協議し市の承認を得ること。)
- 2 車両下回りは、ジーバート防錆処理塗装(黒色塗装)とすること。(これと同等以上の方法で塗装する場合は、別途協議し市の承認を得ること。)
- 3 各ドア開放時内側は同色塗装とすること。また、開放時の事故防止のため、反射テープ(黄色)を貼り付けること。(詳細は別途協議)

第7 積載品

No.	品名	内容	個数
1	手かぎ	消火栓開閉用	1本
2	マンホール開閉専用バール	日之出水道機器㈱ 同等品以上	1本
3	補修用ラッカー	スプレー式 (ボデー同色)	2個
4	補修用ラッカー	タッチペン式 (ボデー同色)	2個
5	携帯投光器	マキタ フラッシュライト ML007G	2個
6	地水利用資機材	マキタ インパクトドライバーTD002GZ ※ビットセット含む	1式
7	地水利用資機材	マキタ 丸ノコ HS001GZ ※替刃5枚含む	1式
8	地水利用資機材	マキタ ジクソーJV002GZ ※木材用ブレード50枚含む	1式
9	バッテリー	マキタ BL4050F	5個
10	バッテリー充電器	マキタ パワースourceキット XGT8	1式

第8 記入文字

- 1 記入文字の書体は、丸ゴシック体で体裁よく配列すること。(耐久性のあるステッカー貼り可) 大きさ及び位置については別途指示する。
- 2 記入要領の細部(文字色等)については、別途指示する。
- 3 打合わせで生じた軽微な変更には、対応すること。
- 4 各種記入文字については次のとおりとする。なお、白文字・丸ゴシック・起点は左とする。(位置等の詳細は別途協議)
 - (1) 車体左右『四国中央市消防本部』(左右ドア部)
 - (2) 車体前後部『消24』(助手席側ヘッドライト付近、車両後部)

第9 特記事項

- 1 本仕様書は車両の特性上、活動面及び安全面を重視し、長期間運用することを前提に考案したものであるため、内容を熟読の上で製作すること。
- 2 納入時に、車両エンジン及び資機材収納庫等の鍵には名称札を取り付けた上、メインキー、予備キーあわせて2組を納入すること。
- 3 受注者は、納入後に旧車両(トヨタ・タウンエーストラック)の一時抹消登録を実施すること。なお、登録に要する費用は受注者の負担とする。また、自賠責保険料の還付金がある場合は、還付手続きをとること。
- 4 自動車登録番号は、市指定の番号とする。
- 5 車両の製作にあたり、資材、積載品及び付属品は可能な限り四国中央市内の業者か

ら調達すること。

- 6 その他、本仕様書に定めのない必要な事項が生じたときは、市と受注者が対等の立場に立ち協議するものとする。